

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する
基準等を定める条例の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年埼玉県条例第67号。以下「条例」という。）及び埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成18年埼玉県規則第121号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、施設の設備及び運営に関する基準の取扱いについて定めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「法施行規則」という。）の規定に基づいて行う認可の申請、届出の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の配置)

第2条 条例第8条及び条例施行規則第3条で定める職員の人数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を切り上げることによる。ただし、3歳児及び4～5歳児の必要な職員の数が学級数を下回る場合は、当該学級数に相当する数を必要な職員の数とする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (0 \text{ 歳児数} \times 1/3) + \{ (1 \text{ 歳児数} + 2 \text{ 歳児数}) \times 1/6 \} \\ & + (3 \text{ 歳児数} \times 1/15) + \{ (4 \sim 5 \text{ 歳児}) \times 1/25 \} \end{aligned}$$

(職員の資格)

第3条 条例施行規則第5条第1号ロで定める幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っているもの及び条例施行規則第5条第2号ロで定める保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものは次に掲げる要件を満たすものとする。

- イ 設置者は、対象となる者が意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる旨の「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」の長となるべき者又は認定こども園の長の意見書を、認定の申請時に提出すること。
- ロ 設置者は、対象となる者が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証するため、法第30条第1項の規定による知事への毎年の運営状況報告の際、その者の幼稚園教員資格認定試験又は保育士試験の受験等の状況についての報告を行うこと。

(施設及び設備)

第4条 条例施行規則第6条第3項第4号イに定める、認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができるのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下、「基準告示」という。）第四の七の1から5号に掲げる条件を満たす場合に限ることとする。

(教育及び保育の内容)

第5条 条例施行規則第7条のその他知事が別に定める教育及び保育の内容は、基準告示第五に規定する例によるものとする。

(職員の資質向上)

第6条 条例施行規則第八条のその他知事が別に定める事項は、基準告示第六に規定する例によるものとする。

(設置の認可申請等)

第7条 法第17条第1項に規定する設置の認可申請又は法第16条に規定する設置の届出は、埼玉県幼保連携型認定こども園設置認可等申請書（届出書）（様式第1号）により行い、法第4条第1項に規定する認定の申請は、埼玉県認定こども園認定申請書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、別表第1に定めるとおりとする。

(変更の届出)

第8条 法第29条第1項又は法施行規則第15条第2項に規定する変更の届出は、埼玉県幼保連携型認定こども園認可事項等変更届（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の規定による届出を要する変更事項及び変更届に添付する書類は、法第29条第1項又は法施行規則第15条第2項の規定によるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

3 法施行規則第28条第2号に規定する知事が定めるものは、園児の1日の活動内容並びに職員配置の変更のうち、園児の教育又は保育に直接従事する職員の数及び資格に変更のないものとする。

(報告の徴収等)

第9条 法第30条第1項の規定による報告は、埼玉県幼保連携型認定こども園等運営状況報告書（様式第3号及び3号の2）により行うものとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、別表第1に定めるとおりとする。

3 第1項の報告は、毎年度6月末日までに行わなくてはならない。ただし、4月から6月までの間に認定こども園の認定を受けた設置者については、認定を受けた年度の翌年度

から、第 1 項に定める報告書を提出するものとする。

（廃止又は休止の認可申請等）

第 10 条 法第 17 第 1 項に規定する廃止又は休止の認可申請若しくは法第 16 条に規定する廃止又は休止の届出は、埼玉県幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可等申請書（届出書）（様式第 4 号）により行うものとする。

2 前項の認可の申請又は届出は、幼保連携型認定こども園を廃止し、又は休止しようとする日の 3 月前までに、知事に提出しなければならない。

（設置者の変更の認可申請等）

第 11 条 法第 17 第 1 項に規定する設置者の変更の認可申請又は法第 16 条に規定する設置者の変更の届出は、埼玉県幼保連携型認定こども園設置者変更認可等申請書（届出書）（様式第 5 号）により行うものとする。

（提出部数）

第 12 条 認可又は認定の申請等に関する提出部数は、3 部（正 1 部、副 2 部）とし、それ以外は 1 部とするものとする。

（市町村長との協議）

第 13 条 知事は、幼保連携型認定こども園及び認定こども園を管轄することになる市町村の長に対し、幼保連携型認定こども園の設置の認可又は認定こども園の認定に係る意見を聴取するものとする。

（園長に関する届出）

第 14 条 法第 26 条において読み替えて準用する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 10 条の規定による届出は、埼玉県幼保連携型認定こども園園長設置届出書（様式第 6 号）により行うものとする。

（認定の辞退等）

第 15 条 認定こども園を辞退又は休止しようとする場合は、相当期間の余裕をもって当該市町村と協議しなければならない。また、当該認定こども園に入所している子どもの保護者及び入所を希望する子どもの保護者に対して十分な説明を行うとともに、辞退又は休止後における入所している子どもの適切な処遇を確保しなければならない。

2 前項の協議を受けた市町村は、速やかに知事に情報提供を行うものとする。

3 第 1 項により辞退又は休止をしようとする者は、認定こども園辞退（休止）届出書（様式第 7 号）により届出を行うものとする。この届出は、次に掲げる書類を添付し、市町村が指定する日までに当該市町村へ提出しなければならない。

一 認定こども園の辞退又は休止を決定した理事会等の議事録

二 認定こども園辞退又は休止後の職員の処遇

三 入所している子どもの具体的な受入計画

4 前項の届出を受理した市町村は、認定こども園を辞退又は休止しようとする日の 3 月

前までに、受理した届出を知事に提出しなければならない。この際、第1項により協議した内容を踏まえて作成した市町村意見書（様式第7号の2）を添付すること。

（抵当権等の取扱い）

第16条 幼保連携型認定こども園における抵当権等の取扱いについては、「埼玉県保育所設置認可基準」に準じる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、条例附則第 2 項で準用する幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・文部科学省令第 1 号）附則第 2 項及び埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年埼玉県規則第 25 号）附則第 2 項を適用した場合の第 2 条で規定する職員の人数の具体的な算定方法については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。